

第55回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第2日）

平成25年6月17日（月曜日）

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上 月 支 所 長	伊 東 静 夫	南 光 支 所 長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (1名)	天文台公園長	和 田 進		
		※午前10時16分 入 場		
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1．議案第 60 号 平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 2．議案第 61 号 佐用町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

日程第 3．委員会付託について

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりおそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議の前であります、西はりま天文台公園長の和田公園長のほうより遅刻の申し出が出ております。受け付けておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第 1．議案第 60 号 平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 本日議題にいたしております日程第 1 につきましては、6 月 11 日の本会議で、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、質疑、討論、採決の順で行います。

日程第 1、議案第 60 号、平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。質疑はございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） 4 ページの節、これ 10 節、風しん緊急予防接種助成事業の補助ということなんですけれども、これ、県はですね、この県から入になってる、この分については、どんなんですか。この 2,500 円、定額ということで聞いているんですけれども、何人ぐらい。これ割ったら分かるわけなんですけれども、何人ぐらいを予定しているのかということが 1 点とですね、それから、この出のところ町が出としている分については、これ、いろんなところで風疹予防ということで、今、取り組んでいるわけなんですけれども、この新聞報道見ましたら、23 歳からということでされておるわけなんですけれども、これ、ほかのどこについては、19 歳から 49 歳とか、いろんな対象年齢が違うんですけれども、この 23 歳以上ということした、その理由とですね、そこらもちょっと、具体的にお聞きしたいんですけれども。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） それでは、おはようございます。

まず1点目の何人ぐらい予算化しているのかということでございますが、今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ科目のほうを予算計上させていただきました。

歳入につきましては、兵庫県の緊急予防接種、風しん緊急予防接種助成事業ということで、議員おっしゃられておりますとおり、一人当たり 2,500 円の助成ということで、今回は、歳入予算で計上は 474 人分を、今現在、予算計上させていただいております。

その内訳につきましては、県の説明等にもありましたけど、再度こう、町の今、方針のほうを申し上げますと、先ほど、年齢的にも新聞紙上に出しておりました 23 歳から 50 歳。接種時に 50 歳をむかえる方いうことの、特にこれは女性の方、そういう新聞のほうで佐用町のほうも出しておりましたが、この度の接種内容につきましては、再度申し上げますと、平成 2 年 4 月 1 日以前に生まれた方。そして、接種時で 50 歳未満の女性の方を対象にさせていただいております。これが、いわゆる新聞に出ております 23 歳以上 50 歳までということになります。

それと、県の助成事業にも挙がっておりますが、妊婦と、妊婦の方と同居する配偶者、そして、家族の方も今回、対象に挙げさせていただく予定にしております。

なお、各市町によって、23 歳までの方の年齢等が、若干こう、違いますが、佐用町の場合は、なおかつ 19 歳から 23 歳までの間の方につきましては、ご存知のとおり風疹は、ここ何年間は、経過措置で、1 期から 4 期の風疹の予防接種をしておるわけなんですけど、その 4 期の対象の方が、ちょうど 19 歳から 23 歳の方の年齢になります。その方につきましては、昨年度まで、それぞれ風疹の予防接種を呼びかけでやっておりました。その関係で、今現在、未接種の方の人数が把握されております。町内で 83 名の方がいらっしゃいますので、その方には、私どものほうから、直接ご案内通知を出しまして、再度、接種の呼びかけをするということで、この方には、通知により徹底したいと。そして、今回の関係者の方に接種の呼びかけをするのは、年齢的には、女性については 23 歳から 50 歳、概ね、その方を対象にしているという状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、井上議員、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、どうぞ。

7 番（井上洋文君） これ、ワクチンに対しての補助なんですけど、これは、どんなんですか。抗体検査等についてですね、この補助が出るということなんですけど、そこらの、ただ、その混合ワクチン、これは混合ですね。麻疹、風疹、混合ワクチンとも助成の対象ということなんですけれども、そこらの抗体検査、ほかからも来られた方もいらっしゃるんですけれども、そこらの抗体検査の補助というのはないんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 特に、町単独で抗体検査の予定はしておりません。県のほうも、助成に対する町への負担、一人当たり 2,500 円ということで、予防接種に対する助成事業ということでやっておりますので、町のほうも、それに受けまして、町のほうも助成負担額を入れて、基本的に新聞に出ておりましたが、予防接種費用につきましては、自己負

担額 3,000 円で予防接種ができますということでご案内しているところでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君「もう 1 点だけ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） これ、全国的に風疹が大流行ということで、予防接種を各自治体が助成してということで、急激的に多くの方がですね、接種をするということで、足らなくなるんじゃないかというような、そういう新聞報道が先日ありました。そこらは、どんなんですかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 今現在、町内医療機関、7 医療機関でやっております。医師会を通じまして、担当室のほうから、ワクチンの状況等も確認をさせていただいております。特に、佐用町の場合は、1 期、2 期の、今、予防接種をしているわけなんですけど、MR の麻疹・風疹の混合ワクチンということで、これは随時、ワクチン等の在庫があります。ただ、当然、使用・有効期限というのがございますので、大量に抱えるのが非常にこう、難しゅうございます。そのへんは、各医療機関にお任せの中で、今現在、不足しているということは、私どものほうは、ちょっと、伺っておりません。行けると思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。あっ、ちょっと待ってくださいよ。

健康福祉課長（森下 守君） 分かりました。そしたら、追加で、ご答弁のほうをさせていただきます。

新聞の報道を、6 月 5 日の新聞のほうで出ておりましたが、自己負担につきましては、3,000 円ということで、報道出ておりました。

その後、私どものほうも協議をさせていただきまして、ご存知のとおり、このワクチンにつきましては、麻疹・風疹の混合ワクチンと風疹の単抗原ワクチンがございます。単抗原、要するに、単独の風疹ワクチンにつきましては、価格のほうは、若干、安うございますので、町のほうで協議をいたしました結果、単独の風疹ワクチンにつきましては、利用負担につきましては 1,000 円。

〔井上君「何」と呼ぶ〕

健康福祉課長（森下 守君） 1,000 円です。1,000 円でございます。

〔「1,000 円」と呼ぶ者あり〕

健康福祉課長（森下 守君） 1,000 円。1,000 円の自己負担。

そして、麻疹・風疹の二混の場合につきましては、3,000 円の負担ということで医師会のほうと、今、調整している最中でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 6 ページ、庁舎の整備事業の中で 320 万補正で土地の購入と挙がっております。

今、県がですね、復興のために工事 5 年間という期限の中でですね、田んぼや宅地でもべらぼうな値段で、期間を間に合わさんなんということで、いい値で買ってくれておりますけれど、この佐用町としてですね、そういうふうな値段で買われるということはですね、やはり、今までの中でですね、基準値とか公示価格、取引事例も含めてですね、この役場付近の、今度買われようとしておる単価が適切妥当なものか。そこらへんについての、どう言うんか、中身の詳細について教えていただきたいと思います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 土地のですね、評価につきましては、基準値をきんでんに定めさせていただきまして、それから、どれぐらいの高さ、高低差であるとかですね、道路の状況であるとか、いろんな要素、構成要素を見ましてですね、それによって、はじき出しております。ですから、妥当な金額だと思っておりますけれども、単価は必要ですか。

はい、田がですね、1 平米 3 万円。それからですね、宅地については 3 万 5,000 円、1 平米ですね。という形で購入をすることになっております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） その平米 3 万円というのは、それ宅地の分ですか。それとも田んぼの分なん。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 田の分です。

〔岡本義君「えっ」と呼ぶ〕

企画防災課長（久保正彦君） 田の分です。

3 番（岡本義次君） 田。

企画防災課長（久保正彦君） はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） その、どう言うんですかね、適切妥当ということで、石井のほうではね、何か、田んぼでも 1 反 10 万円でも喜んで借り手がなくてですね、売られたいうような話も聞いております。佐用と石井とは一緒にできないかも分かりませんが、今までの、ここでやった取引事例も含めてね、やはり基準値、そして公示価格、そういうふうなんの中でですね、やっぱり出していただかないと、やはり皆さんの血税納めた税金でございましてね、まあ、余りにも、そういう復興局のような高い値段では、ちょっと、おかしいような気がしますんで、ちょっとお尋ねしましたんです。

宅地の分は、何ぼでしたか。この。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長、はい、答弁。

町長（庵逄典章君） あの、現在ね、ある田んぼと言っても、宅地に囲まれた、宅地目的の田ですから、それは、今までもですね、そういう評価につきましては、まあ、田の場合には、造成とかですね、地上げ、そういうことしなきゃいけませんので、当然、現在、すぐ使える宅地とは、価格的に当然、それは減額をされますけれども、周辺の土地価格ということで、査定をしていきます。

3 万円。それから宅地においては 3 万 5,000 円ぐらいというようなね、坪にして 10 万ちょっとです。で、以前と比べれば、かなり安くなってます。

で、先般、上月の体育館の横の宅地、あそこも平米 3 万円で買収を、買わせていただいております。

ですから、今、河川改修でですね買収されているところにおいて、上月のほうでも、かなり田んぼなんかでね、通常の田と比べれば、非常に価格的に高いというふうな見方のところもありますけどもね、それを宅地として利用するというところにおいてですね、この役場、今回でも、土地を求めるにおいてはですね、だいたい、その工事価格というものを基準にして、また、過去の買収してきた価格というの、きっちと参考にしてですね、出しておりますから、適正な価格ではないかなと思っております。

まあ、逆に、少し安い、価格的にね、昔と比べれば、事例から見れば安くなっているの、地権者においては不満な点も言われるんですけども、現在のやっぱり価格というのが、やっぱりありますから、その形でご理解をいただいているということでもあります。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。はい、どうぞ。

8 番（笹田鈴香君） 一つは簡単なんですけども、先ほどの風疹の関係ですけども、この風疹の補正をするということを、議会のほうに、前もって、なぜ言われなかったのか。それを1点と。

それから、後は、8ページですが、8ページの教育費の小学校費で、820万の補正に、あつ、ちょっと待ってください。すいません。学校管理費ですね、ここで820万の増、補正をされていますが、その内訳が説明あるんですが、それらを、もう少し詳しく、例えば、統合に関するデザイン料であるのか、そういったことをお尋ねします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 健康福祉課長。そうですね。

健康福祉課長（森下 守君） それでは1点目の風疹の関係でございますが、この風疹の緊急事業につきましては、5月の22日、5月の22日に県のほうで、知事のほうで、この風疹事業につきましては、県だけではできないので、市町に取り組んでもらう必要があるということで、22日の知事との3会派とのお話しの中で述べられたというのが、23日のこれ、新聞に出てたように思います。

で、その関係で、私どもそれ、即は、情報入らなかったわけなんですけど、その後、23日から24日にかけて、県のほうも、いろいろ調整されたようでございます。

で、実質、県のほうが助成事業を発表されたのが、5月の24日。5月の24日の午後4時45分、夕方こう、記者発表で、正式に1回当たり2,500円の補助金を支給するという発表をされております。

その後、町のほうに流れてくるわけなんですけど、その後、私ども、それに伴いまして、各対策、この事業につきまして、どういった形で、県の補助を受けて、そして、対象者を、どういった形で設けて、町としては、どれだけ助成していこうかと。つまり、どれだけの利用者負担で、この対策上やっていくかということで、相当こう、会議重ねました。そして、また、近隣の市町、この24日以降も、近隣の市町、相当こう検討の結果、発表をされております。新聞紙上で見られていると思いますけど。町のほうも、その絡みで、実は、この24日、金曜日だったわけなんですけど、そのすぐ、打合せはしたんですが、まだ、県のほうも発表されただけで、内容的な状況、ちょっと全然分からなかったもので、27日から、翌週ですね、27日から、この事業についての町の会議、それから県からの情報収集に走ったわけなんですけど、その中で、その週の週末ですね、5月31日、5月31日に県のほうで、初めての正式に各市町の担当者を集めた、この緊急対策事業について説明をするということで、5月31日に会議が出ましたので、やはり町としても最終的には、その説明会の後、きっちり決めたいというのがございましたので、そこまでちょっと、中では、いろいろ調整をさせてもらっておったんですが、最終的には、31日の会議決定を待って、翌週判断という形になろうということで、31日が金曜日でございましたので、最終的に、その会議の内容を受けとり、6月3日月曜日に最終打ち合わせをさせてもらったということで、今回の事業につきましては、県知事の発表から、ドタバタの2週間の中で調整をさせていただきました。

本来ならば、事前にご説明等をする機会があればよかったんですけど、こういった状況で新聞紙上のほうが先になってしまったということで、ご迷惑をおかけしたと思いますけど、当予算につきましては、何とか、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島議員。

〔笹田君「もう一つ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） あっ、

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） すいません。そしたら小学校費、説明させていただきたいと思うんですけども、補正額が 202 万ですね。で、報償費から 8 番、11 番、12 番、14 番まで全て統廃合にかかる経費でございます。

それで、内容はですね、江川小と佐用小。それから、中安小と徳久小、その二組の統廃合にかかる経費でございますけども、まず、報償費のほうは、プロのデザイナーによる選定、2 校分ですね。校章等の選考と、それからデザイン修正、その分をみております。

それから、需用費の中の消耗品は、各学校区 5 万円程度の、それに絡む消耗品代と、それから印刷製本は、募集チラシ等も印刷をかけていきたいということで、2 校分挙げさせていただきました。

役務費に関しましても同様です。全戸配布のチラシを入れていく関係で、郵券料を 2 カ所分挙げております。

それから最後に使用料及び賃借料の自動車借上料、これはですね、できる限り、現在のスクールバスを活用していきたいと思うんですけども、交流にかかる交流事業ですね、例えば、江川・佐用、それぞれ今、想定しているのは、1 学年 2 回程度は、やっていきたいということを考えております。それ 6 クラス分と。

それから、それとは別にですね、学校全体の交流事業と、これ絡めていきたいと思うので、ただし、現在のスクールバス等は活用しきれませんので、借上という形で、多分、業者につきましては、ホープとか大原観光等と協議しまして、その 2 校分ですね、交流事業に対応する自動車借上料ということで、計上させていただいております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） すいません。先ほど、ちょっと金額間違えて言ったかもしれません。申し訳ありません。訂正します。

で、それで、今、統廃合に関係するということで、デザインの分ですけども、プロにということですが、結局、そこまで協議は、学校統合の協議は進んでいるのでしょうか。どのへんまで、それぞれの学校が進んでいるかお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 佐用と江川、それから中安・徳久も1回の協議会が終了しまして、合同部会という各部会が6部門ぐらいに分かれているんですけども、その一つの中の総務部会というところで、校名校章ね、それから校歌、そういうものに対する決定方法の協議がされております。

確定はしておりませんが、まず、一つ校章に関しましては、子供からも、児童・生徒さんからも募集したり、一般の方も、当然、募集するんですけども、それが、その使えるということは、なかなか難しいらしいです。だから、できるだけ本人のイメージは残しながら、プロの手を加えて修正するとか、そういう形で、先行させていただきたいと思いますので、一応、2校分がプロが査定して、修正をかけるというところで対応して、いかせていただきたいと思います。

協議内容につきましては、一応、そのいろんな募集の仕方をね、今、協議されているところです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 先ほどの風疹の関係で、1点、ちょっと確認しておきたいんですが、6ページです。

新聞報道でね、本町が3,000円自己負担ということで、他町に比べたら非常に高いなというふうに思っていましたけども、ただ今、1,000円に下げるということはね、いう説明がありました。ぜひ、そういった方向でやっていただきたいと思います。

それで1点伺いたいのは、今回の制度は、その4月1日の遡及制度ね、さかのぼる制度になっています。新聞発表では、それが、この扶助費の予防助成費50万円、これがそうなのか。ということは、70人ほど、そういう遡及する方があるのかというふうに思うわけですけども、遡及の関係は、どうなのかということと、この扶助費ですね、その内容説明2点、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） まず、扶助費の関係でございますけど、おっしゃられるとおり、県のほうは、6月1日からの助成ということで、県はもう、遡及はしないということで、助成制度のほうは発表されております。

町の場合は、近隣の市町等の動向見まして、4月1日まで遡及して、風疹ワクチンを了

された方、接種された方につきましては、関係資料の添付等は要りますけど、確認ができれば、扶助費のほうでさかのぼって助成をしたいというふうに考えておりますので、この扶助費に挙げさせてもらっております。

なお、この扶助費につきましては、そういうさかのぼりの方と、それから、その上にあります委託料の予防接種の内容につきましては、だいたい、ここ 400 名なんです。今、予定しているのは。上の委託料の 400 名につきましては、本人さん。女性のご本人、本人さんといって、全員対象本人さんなんですけど、女性の方と配偶者の方を委託料で、これは、医療機関のほうで、母子手帳等の確認で、配偶者分かりますので、その方につきましては、委託契約を結びまして、直接こう、後で、元へ、3,000 円または、1,000 円の自己負担を支払っていただければ、後で、町のほうから差額分を助成すると。

なお、今回は、同居の家族の方を対象にしておりますので、その方は、その病院のほうでは判断できませんので、そういった方につきましては、この扶助費を利用させていただきまして、その後、後日精算という形で、今現在は、約 76 名の予定をしておりますが、これは県のほうの予定も、なかなかこう試算がしづろうございまして、私どもも同じでございます。人数的には、非常に難しゅうございましたが、今回の補正につきましては、約 400 名と、扶助費につきましては 76 名挙げさせてもらってますけど、この後の予防接種の状況によりまして、また、補正等で必要になれば、対応させていただければなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、ついでに同じ 6 ページの地域介護拠点の関係補助金ですね、当初 3,000 万円の予算組んで、今回、540 万、一応これ、全額県のお金なんでね、町の持ち出しじゃないんですが、540 万円の増額理由ですね。

というのは、本町の要綱では、各、どういうんですか、小規模多機能や何やら、種類によって補助限度額が決まっておるわけですけども、そのメニューが変わったことなのか、どうなのか。この 540 万円の増額理由をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） この事業につきましては、当初の時には、地域拠点介護整備事業の設備の、施設整備の補助金ということで、地域密着型の介護施設ということで、この度、上月地域に 1 社のほうが決まっております。

その関係で、当初予算につきましては、県から 3,000 万をいただいて、歳出で、その該当事業所のほうに、3,000 万のほうをお支払するというので、当初予算のほうをさせていただいております。

その段階では、その事業整備につきましては、補助金は、それ 1 点でございましたが、その後、県のほうから、補助メニューができるということで、再度、そういう情報のほうが届きましたので、私どもも、その対象になるかどうかということで、担当と、それから

県のほうと調整させていただきました。

その中で、その施設整備に関係する、要するに開設準備の経費、開設準備経費について、県のほうが、随伴して補助をするということで、その内示でございますけど、第1次の内示でございますけど、それをいただきました。で、その関係で、基本となる額は、1床当たり、一つの床当たり 60 万円。ここの予定が9床でございます。九つの予定でございますので、九六の 540 万円が、今回、歳入で、内示どおり予算化させていただきました。歳出で、再度、540 万ということで、助成する予定で、本予算に挙げさせていただきました。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

16 番（鍋島裕文君） まあ、当初予算の時からも含めて、3 法人、3 事業所からね、申請があるということで聞いていたわけですがけれども、ちょっと確認しておきたいのは、要綱ではね、当然、申請に基づいて内容審査して、町長が決定するというのが、これの決定過程ですね。ということで、審査そうされたと思うんだけど、地元の役員の方から、こういう話が出ておるんでね、審議も含めて、ちょっと明確にしておきたいのは、その3事業所、3 法人をくじ引きさせてね、くじ引きで決めたというようなことが、ちょっと、まことしやか言われているんで、そんな内容があったのかどうか。そのあたりのことを、ちょっと確認しておきたいんですが。

議長（西岡 正君） はい、町長ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 公募して3事業所が応募されたということです。

その中で、審査をした中でですね、この2事業所においてはですね、だいたい場所も近いところで、内容的にも新築で、設備の内容についてもですね、ほとんど同じような、新しい施設として整備される、つくられるということ。1事業所については、古い家をですね、改築するというので、木造で、これはちょっと少し、火災面とかですね、いろんな面で、ちょっと問題点があるということでありましたから。

で、最終的に、私がね、決定をするということになってますけども、それを審査をする中で、評点を入れられて、皆さんで一応、事前の審査をされて、私が判断する中で、これは、だいたい甲乙つけがたい計画であるということで、特に、ここで決定的に、どちらにするということがね、これまで、それぞれ一生懸命準備をされておりますので、公平に考えるなら、これは、くじで決めていただくのが、一番すっきりするだろうということで、2社、2社でのくじをさせていただきました。それで、決定です。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） この予算に、あんまり関係ないと思うんですけども、風疹のことで、また、子宮がんワクチンですかね、頸がんかね、そういったもののあれが、風疹もかけてですけれども、副作用が全国的にたくさん出ていると。30 人、40 人ぐらい出ていると。それで、もう、そういうことをやめたというようなところもあるというのは、お聞きしておるんですけどね、そういうところは、ちょっと考えられてやりよんですかね。

それとも、お腹に赤ちゃんおる時でもだめやというふうなことで、何か、いろんな問題が出ようみたいなんですけども、そういうことは、進めていく中で、別に問題はないわけなんですか。予算組んで。そのへんだけ、ちょっとお聞きしたいんです。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 6 月の 14 日だと思います。厚労省のほうで、子宮頸がんのワクチン接種に勧奨せずと、積極的に勧めないということを発表され、それを積極的な呼びかけを一時中止するよう全国の自治体のほうに勧告といいますか、通知を出したということを、私も新聞で知ったような状況でございます。

で、そういうことで、私のほうも対象者には、当然、通知等も差し上げながら、特に、この頸がんワクチンにつきましては、今年から、25 年度から、法定のワクチン、任意から法定になって、これから積極的に、前からも積極的にやっておるんですけど、定期接種として全国的にですね、やっていく予定にしておったさなかの、こういう事態なんで、私ども、どういった取り扱いをしていくかというのは、今日、月曜日でございますので、また、県のほうとも、これ、恐らく通知が来てやり取りをしている最中だと思います。

特に、このワクチンにつきましては、やはり厚労省の、いろんな研究機関がございまして、ワクチン接種を、まず任意に持っていく段階。それから、定期に持っていく段階でも、やはり副作用というのが一番の検討材料ではないかなと思います。

そして、需要に対して供給が、どれだけ対応できるかというのを、一つの大きな絡みです。

特に、この頸がんワクチンは、多分、多分いうて、僕もちょっと、はっきり分かん。見た感じは、調べた感じは 2 社、非常に少なかったように思います。ワクチンをつくられているところは。

そういうこともございますので、特に、厚労省と、ワクチン業者とも、十分な再度、副作用に伴いますチェックは、厚労省も動いてくれると思いますので、私どもも、そういった状況を見ながら、また、即時対応していきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） 先ほどの質問は、風疹の関係ではなかったんでしょうか。言われたんが。子宮頸がんとは言ってなかったんですよ。風疹に副作用があるかないかということをお聞かされたかと思います。

〔新田君「風疹に副作用がなかったかいうて」と呼ぶ〕

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼しました。頸がんの話されたんで、ちょっと、その話させてもらいました。申し訳ないです。

風疹につきましては、町内で、そういう情報等は入ってきておりません。

で、全国的にも、そういう事例があれば、また、研究会のほうで発表されて、また、情報等も入って来るかと思えますけど、ちょっと、私どものほうは、その情報は、まだ、入っておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） いや、風疹も副作用が出て、何かこう、手のこないになったような子とか、ちょっと頭のおかしな子とか、たくさん出てきて困っておるんやというような話をテレビでやってましたけどね。そんな話聞いてないの、ちょっとおかしいと思うんですけどね。うん。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、新田議員がお話なのは、風疹によって妊婦が、その風疹、それにかかるとですね、妊娠中にかかると、その生まれてくる子供が、そういう障害が出てくるということ。そのことの障害が、こういう子供が産まれるのを防ぐためにですね、以前に、この風疹にかからないように、こういう予防接種をするんだということが、今、やっておられることです。

ただ、この医学的なことについてですね、町が、どう判断するかというようなことはできません。

もう、やはりこれはですね、私は、今回の風疹でも、もっと県がですね、きっちりと線を出して、各町が、結構、対象者にしても、いろいろとバラバラにやっているんですよね。県の健康福祉事務所のですね、私、所長にもですね、かなり苦言申したんですけども、やはりもっと、県が一律にね、少なくとも県下でこうするということを決めて、それに対して、町がどう、じゃあ、それ実際に実施していくかということにしていかないとですね、佐用町だけの範囲内で、いろんな独自のね、判断をすることは、やっぱり、これはできませんよ。あまり効果的でもないと思います。

ただ、こういう私も、今、最近の、いろいろなワクチンとかですね、次々と開発されてですね、出てきているんですけども、必ず、こういうものには副作用があるということ。あまり、こういうものに頼りすぎるのもね、本当に、長い目で見ていいのかなという、そういう疑問があります。ただ、そのことを、じゃあ、専門的に、私らが判断できるもの、何も持ってませんから、やはりこれはね、国が責任を持って、きちっと安全なり、そういう効果なり、そういうものを、確定した中でね、そのやり方については、やはり言えば、国一律にですね、きちっと出していただかないとですね、県が急に助成します。対象者は、

（聴取不能）だとか、年齢はどうだとかいうようなことはね、やって、それをバラバラに受けて、何か、各町が、市町がですね、別々の形を取るということは、非常に混乱を招くだけだというふうに思いますので、県にも、そういうことはですね、きちっとこれからも、県としてね、やっぱり対応すべき方針をきちっと決めた上で、対応して欲しいという要望はね、やっぱり、今回の例を見ても、今後について、また、要望していききたいと、要求していきたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 8 ページ、8 ページです。教育費の中の中学校費 427 万 2,000 円の関係で、予算でお尋ねしたいんですけど、節で委託料 252 万円のバス等運行委託料、それから 14 の使用料及び賃貸料の自動車借上料 25 万 2,000 円。委託料飛んでましたか。言いましたね。それから、18、備品購入費の 150 万、それぞれ説明欄にはありますけれど、内容的に、もう少し具体的にお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） この中学校費に関しましては、三土中学校の閉校に伴う経費でございます。

その間ですね、一応、組合では、平成 27 年の 3 月ということをおっしゃって、目標にして地域説明に入ってますけども、その間に、三河地域の方に関する、町が、どういう対応をするかなということで、要望を受けていく中で、一つは、部活、クラブ活動の交流事業にかかる交通経費。それから、部活、一つ中言うと、吹奏楽部が佐用中学校しかないわけですけども、現三土中学校にはあります。その部活をですね、上津中学校でも復活してほしいということで、それに伴う経費です。

まず、上のバスの運行委託料、これはですね、主に土日の場合は、長期間、夏休み以外の場合は土日、それから夏休みの場合は、20 日間ぐらい、だいたい見ているんですけども、その運行委託経費です。この場合ですね、バス等を駆使して使っていくんですけども、車があっても、ちょっと運転手が足りないということなんで、今回の場合はですね、町の空いてるバスを使って、運転業務だけ委託したいということで考えております。だいたい、これで、業務委託だけですと、1 回いうんか、1 日 2 万円ぐらいだそうです。その回数分 120 回ということで、夏休みの長期間 20 日見えます。それから、毎月の通常の土日を充てております。その分を計上させていただいております。

それから下の自動車借上料、これは主にですね、交流事業、主にですね、体育とか音楽とか総合学習、そういうものに関する事業ですけども、1 学年、3 学年あって、4 回、12 回平均ぐらいを見えています。これは、バス等が、これも借り上げの関係、台数の関係で、全部は回らないと思いますので、これにつきましては、業者のバスを使った借り上げ料ということで、1 学年 4 回程度、12 回、そういうことを見えています。

それから一番下の備品購入費ですね。これはですね、前言ったように、吹奏楽部の楽器

なんですけども、当然、今、三土中学校の子供が使っている楽器は、持ってきます。それ以外にですね、上津中学校で、新たに吹奏楽部をつくるということなんで、かなり高い楽器があるんですけども、だいたいクラリネットとかね、サクソとかフルート、それからホルンとか、そういうもので、だいたい 30 万平均ぐらいするらしいです。それ 5 器分で 150 万という形で、部活の備品の整備ということで挙げさせていただいております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 中学校の経費として三土中学校の閉校を前提にした予算計上だという説明がありましたけれど、三土の中学校の経費は、組合立で、現在、組合の会計予算で、佐用町の場合、それに伴う負担金という形で支出がされていたかと思うんですけど、その形態とは、今回、違いますが、その点は、どのように理解したらよろしいですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 当然、三土中学校全体のね、学校運営経費は、負担金でやってますけども、これは交通手段にかかわることなので、両市町が、土万側は宍粟市、佐用町側は佐用町が、特に、部活とか交流事業の経費は持ちます。

で、上津中学校を対象にして、今度、合流していくわけですけども、そこで、今度は、部活もされるわけですので、上津中学校の経費として部活の経費も、それから交流事業の経費も計上させていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 最初に 252 万円について、説明がありました。その内容なんですけれど、クラブ活動に伴う交通経費ですか。で、土日と言われたんですけども、クラブ活動は、毎日、普通一般的には毎日やってますよね。土日だけ経費を見るというのは、ちょっと、分からなかったの、その点。

休みの間、土日、また、さらに夏休みの 20 日間の経費として、その 252 万円の金額が出たということなんですけれど、このクラブ活動というのは、具体的には、何部なんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 主はね、野球部だろうと思うんです。野球部やバレー部もあると思うんですけども、特に、野球部のほうで、希望聞くと、平日の時はね、やっぱり個々に分かれてキャッチボールでもできるんで、合流してやるのは、土日がいいということと、それから、夏休み期間中は、だいたい 20 日間程度ということを知っています。

だから、毎日、毎日ずっと同じようにやるということじゃなくてね、そういう合同練習とか、試合の時、夏休み期間中、特に試合ありますので、20 日ぐらい行きたいということでございます。

だから、試算でいきますとね、1 回 2 万円ぐらい。これは、町の空いてるワゴン車等を使いますので、運転業務の委託です。2 万円掛ける回数を 120 回ぐらい考えてます。それと消費税とで 252 万円ということです。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってください。もう 3 回、過ぎましたので、山本議員。

10 番（山本幹雄君） 今と関連なんですけども、何か、よく分かるような、分からないような感じなんですけども、これは三土中学校と上津中学校の、要は、統合に関するこのことなんですね。その中で、クラブ活動を一緒にするということなんですか。

それは、普通 27 年に合併統廃合とかいう話が、前あったんで、それ以降じゃなくて、今現在でも一緒にクラブ活動しているんですか。

それとも、そうじゃなくして、もう、それに向けて、今、そういう動きをしようということなのか。

だけど、そういう話、今まで聞いてなかったと思うんで、そこらへんを、ちょっと詳しくお願いしたい。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 三土中学校の野球部はですね、数年前から、児童数、生徒数少なくなって休部状態になっているんです。できていないんですね。だから、今度、行こうとする子供たちが、そういう土日とか、それから夏休みですね、そういう時は上津の学校と一緒にね、合流して部活をしたいということの希望があったんでね、で、新たに、これまでは休部されていた、野球部がなかったんですけど、休んでいたんですけども、今回、その 27 年の 3 月までの措置としてね、その交流事業を認めてくださいということなんで、対応していくように考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

10 番（山本幹雄君） ほな、その三土中学校に野球部ができたということですか。
一緒にという部分もあるけど、中学校だけやる。この野球部だけじゃなくて、ほかのクラブも、全部、そういう形を取るんか。ちょっと、よう意味が分からないんです。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） ほかのクラブも、その交流事業でね、バレー部とか一緒にやる場合は、当然、一緒に、このバスを手配してできるようにしたいと考えてますけれども、特に、野球部に関しては、これまで休部でできていなかったんで、普段は、そのキャッチボール等、自分らでやれるけども、やるけども、その合同練習で、やっぱりやらな、技術的に上がらんとこがあるんです。その時は、土日を中心に、また、夏休みを中心にしたいということなんで、それに対応していきたいということなんです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

10 番（山本幹雄君） ほな、ほかのクラブ以外は、そういうことはないということなんですね。

それと、もう 1 個、その野球部だけなんかも分からんけども、普段は、その野球部の生徒は、野球部なんですか。三土の。普段は、卓球をしているんですか。野球だけ野球しようか、そういうことなん。そこらへんが、ちょっと、よう分からん。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

教育課長（坂本博美君） 吹奏楽とバレー部を兼ねている子がいてるみたいですがけれども、野球に関しては、兼務いうことができんみたいで、それで部としてはね、三土中学校も、今、休部状態なんで、はっきりと今、学校側とも部をつくっていくということに関しては、学校に任せているんですけれども、ただ、部をつくるということになると、ほな卓球しよう子までが野球に行くという可能性もあったりするのでね、今、公には、部はつくっておられないと思います。

ただ、上津中学校の野球部と一緒に合同練習したりするようなことはできるんでね、それをさせてあげようかなと。野球がしたいという子に関しては、正式な三土中学校の部としてはないけども、今後、合流していく上津中学校の野球部としてね、クラブを、部活をさせてやりたいということなんです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 7 ページ、林業費でございますけれど、25 の 15、13 番の委託料でシカの捕獲の分が 1,210 万減ってございます。

そして、19 番の負担金ですね、有害鳥獣の分で 1,519 万 6,000 円増えているわけでございますけれど、これらの中身について、どのように変わっていったんか、ちょっと、説明願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） この委託料でございますが、委託料は、当初予算の時もお話しましたように、シカ捕獲実施隊という形で、お願いをしようということで、組んでおりました。

この平成 24 年の補正予算が通ったというようなことがございまして、それからまた、県のほうからも、補正予算に伴う平成 25 年の予算の補助率です。こちらのほうが示されたということでございます。

この中で、有害駆除というのが、今までは、期間が年間を通してという形じゃございませんでしたのが、今回、年間通して有害駆除という形での助成もできますというようなことが出てきましたので、それで負担金補助という形になっておりますが、有害駆除活動という形での助成のほうへ、組み替えをさせていただいたということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 先ほどの中学校費の続きというか、質問なんですけれど、25 万 2,000 円、使用料及び賃貸料の関係の自動車借上料については、これは、部活ではなくて、事業だと言われたんですが、交流事業というふうに説明がありました。

これって、交流事業というのは、さっきの部活とは別物だと思うんですけど、学校の事業ですから、だから、この佐用の、この予算で、三土中学校なんですか。これも三土中学校というふうに理解したんですけど、そういうことになると、三土、三河の三河地域の子供だけが、この交流事業で出向いていくということなんですか。そこらへん、ちょっと説明お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 結論的にはそうです。

土万は、土万で、宍粟市と交流事業していると思いますけども、すると思いますけども、

これは、主に事業の中ということで行くと、音楽とか、しやすいのね、普通の教科はね、なかなか教科書のスピードが、若干違いますので、全くするという事は、なかなか難しいですけども、音楽とか、体育とか、総合学習、そういうものに関しては、可能な限り交流していこうということで、言ったように、1学年4回程度ね、設定していきたいということで、これは部活とは別に見ています。

で、対象は、三河小学校の子供と、上津中学校の子供が交流するということです。ああ、すいません。三河の地域の中学生と、上津中学校の生徒が交流するということです。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 後で、一般質問もあるんですけど、中学校の閉校については、そうしたいという教育委員会としての方針は、投げかけられているという段階で受け止めているんです。なので、予算として具体的に、その閉校を前提にというのは、投げかけているという意味になるんですかね。前提という予算のあり方というのは、これは、もう、そういうことが、決まっていると。将来、27 年 3 月の閉校は決まっている。だから、それに向けて準備しているんだというふうに取れるんですけど、そうなんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 平岡議員、おっしゃるとおりだと思います。

で、これは、ここ昨年からです、三土中学校の協議を重ねる中で、また、保護者等です、お話を進める中で、決定はしておりませんが、そういう意向を投げかけさせていただきながら、保護者からですね、交流を早くしてくれと。少しでも早くしてくれと。そういう強い要望の中で、できる範囲でやっていこうと、そういうことでございます。

ですから、先ほど来、課長も言っておりますように、27 年 4 月、これを今、投げかけてお話を進めている。そういう状況でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ一つ関連でね、バスの運行の 250 万の関係では、野球部ということで、再三、質問をやってますが、もうこれ、予算化することになれば、何人の子供を運ぶとかね、土日というんだったら、いつの土日からやるのかとか、そういった協議を詰めて出されているのかどうか。そのあたりを、まず、伺います。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） あのね、これは、野球部だけじゃないです。吹奏楽部とか、そう

いうバレー部とか、可能性もあります。卓球もあります。全ての部活があるんですけれども、人数がですね、当然、行けるマイクロとかね、そういうバスの中の想定の中で、試算しております。

ただ、この試算している中でも、できるだけ町がね、町のスクールバスが空いていたら、それを使うようにします。

ただ、全く、その今、予定見てみると、夏休み期間中も、案外空いてないんですね。フルに使っているということなんで、できる限り、土日と、土日を7月ぐらいから想定して、夏休み期間中は20日ぐらい想定で、年度みていくと、これぐらいの回数、120回ぐらいになるかなということで設定をさせていただいております。

だから、これもですね、これから、できるだけ、この中で、町が、そのバスが空いている分は、できるだけ使わせて、この予算を浮かしていきたいと考えてますけれども、最低、このぐらいいるかなと。全部使うとね。そういう想定でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） いや、それでね、結局、さっきから漠然としているのは、今、言われたように、野球部だけじゃなくて、吹奏楽部を含める全ての部活ということで言うんだったらね、それが、一緒にやるのは土日と、平日はやらないということですね。これ。その計画では。

だったら、例えば、150 万円で、上津中学校が楽器を買って、土日についてはね、このバスの運行で三土から運んで、平日は、上津の子達は、いわゆる金管楽器ですか、何だったかな、フルート、クラリネット、ホルンですか、そういうものだけやって、ほかの楽器はないと。つまり、上津の子にしてみれば、平日は、その楽器だけやってね、吹奏楽の、それだけだけでは、それだけを教師は指導するかも分からんけども、こんな変則的な部活が、上津できるんだろうかと。

平日にやるんだったら、一緒に練習ということもあり得るんだけどね、土日だけやるというようなやり方、問題は、上津の、いわゆる教育現場における教師の意見というのは、どうなのかと。そのあたり、ちょっと伺っておきたいんですけど。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 言われたように、三土には、もう既にありまして、三土の中学校には、フルじゃないですけどね、楽器は、これ以外にも、当然あると思います。だから、それも活用していくんですけども、上津は、今、今度、新しい、今おられる先生が、そういうことしようとされています。だから、その内容は、我々も分かりませんが、その受け入れる、こういう設備を、備品をそろえながらですね、楽器をそろえながら、上津中学校として、受け入れの部としてね、できる準備を整えていくということなんで、通常は、いつも合流して練習しなくてもですね、それぞれのところでやっていけると思うんですけどね。

それを、たまに、土日が全部じゃないかもしれませんが、そういう機会もあるようにしてくださいということだったんで、主は、お互いに、それぞれの上津も三土も、そ

れぞれのところで練習していったって、何回かに1回合流して、一緒に合同練習するというようなことに、初めはなるんだと思うんですけども、今は、とりあえず今は、上津中学校も初めてつくるんで、今、今度、その担任の先生が、頑張ってくださいということなんです。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） ちょっと、初歩的なことを1点だけお聞きしたいんですけども、4 ページの 50 款 15 項 20 目、土木費の国庫補助金で、防災・安全交付金が 3,330 万円ついているわけなんですけれども、入っておるわけなんですけれども、これ、国のほうがです、24 年度の補正と、そして、この 25 年度の、この予算ということで、大型の予算組みました。

その中で、特に、公共事業に対して、ばらまきではないかというような意見もあったりするほどですね、大型予算が組まれたわけなんですけれども、今回、町として、24 年度の補正です、6,300 万円ほどと、それから、今回、当初予算とトータルで 5,500 万円ぐらいの、この計上になっておるわけなんですけれども、これは、どんなんですかね。この防災・安全交付金というのは、これは、風水害や土砂災害に対する事前防災・減災対策、また、老朽化した社会インフラの総点検、それから長寿命化などの維持管理や改修の実施、公共施設の耐震性など、安全性の強化。密集市街地の防災性向上、住宅建築物の耐震化、防災公園の整備、通学路対策や無電柱化などが想定されるということで、事業概要が載っているわけなんですけれども、町として、この交付金に対してのですね、これは、整備計画の提出をして、そして内定通知があって、計画等つくってですね、交付申請という手順になっていくと思うんですけども、これ、どんなんですか。町としては、こういうように、該当するのがあるのか、ないのか。

そして、今回、3,300 万出てきているわけなんですけれども、整備計画の提出を国にされているんがあるんか。また、内定通知を、今後、しているのがあるのかどうか。そこらのことを、お聞きしたいんですけども。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 失礼いたします。

道路ストック総点検ということで、トータルで 24 年の補正予算繰越と、今回、25 年 6 月補正で、だいたい 1 億 7,800 万円のストック点検ということで、予算が来ております。

それで、今回、3,300 万円は、道路修繕のほうで、舗装のやり直しを計画をしております。

で、今、国のほうに、計画書を出しているところなんですけども、委託料で、今回、1,100 万円補正しております、この委託料を使いまして、道路の点検いいますか、前回申し上げました道路の性状調査とか、そういうような行いまして、悪いところから順次、行っていくということで、まだ、具体的な路線の認定とか、そういうようなことはできており

ません。以上でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） 分かりました。

整備計画がですね、整備計画の提出ということなんで、これ3、5年で実現しようとする目標、事業内容を記載というようなことで、大きな事業の計画を出してもええんやないかと思うんですが、そこらは、町として、そういうような、該当するようなことはないんですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 道路の点検もですけども、橋梁の長寿命化計画いうのも、何十橋という、一応、計画、ノミネートはしておるんですけども、それも、委託に出しまして、順次、橋梁の悪いところから修繕をしていくというところで、大まかなノミネートはしておりますが、これいうこと、この橋をやると、この道をやるということは、まだ、ちょっと全体的なものは、計画はされておられません。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） 橋梁の総点検等やっていただいてですね、何十年か、それが計画して、補修していくということなんですけれども、今回の国の防災安全交付金というのはですね、そういう何十年ということやなしに、ここ1、2年で、今、言いましたように、3年から5年ぐらいの計画立てて、全てをしていくための、この交付金の下りてくるということではないんですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） すいません。ちょっと、その総点検の年数とかいうのを、ちょっと、把握、ちょっとようしらんのんで、申し訳ないんですけども、また、調べさせていただきます。申し訳ありません。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

10 番（山本幹雄君） ここの6ページに戻りまして、6ページじゃなくて、中学校のほう

に戻りまして、三土中学校が、どうなるかという決定を、まだ、平岡さんの答弁の中でもあったように、ないわけですね。議会でもどうするんだという決定は、まだ、聞いてません。

で、そういう話をどうするんだと、27年閉校するのかなという形で思っていたんですけども、町長と町当局と、以前の説明の中でも、そういうことは、決まっていないうような、はっきり方向をしています。と思います。私は。

で、するかしないかは別にしましてね、27年に閉校するんだということなら、それで、きちっとして、その上で、クラブの統合や何やかんやいうのをやらないと、何が、ほんまか嘘か分からんままに、話が行く。

町民から説明聞いて、いや、よう分からんのやけど、予算出ておったんやいうて、何がいうて、いや、こうなんや言うて、いや、クラブが云々いうて、へえ、統廃合するんか。いや、決まっとうへんでいうて、そんなこと言えんでしょうがいうんです。いっつも言うんやけど、何で、きちっ、きちっと決めた上でしないのって。クラブ活動でも、はっきり言うて、今、1年生おれへんわけですよ。ねっ。向こうの分はね。まあ、2年生、3年生だけかも分からんけども、けど、じゃあ、はっきり言うて、三河の子だけが、こっちへクラブああやで来るいうのも、はっきり言うて変な話ですよ。中学校は一つなんですから。

そやけど、お前、土万の子は、あっちへ行け、三河の子だけ、こっちへ来てもええぞって、そんなばかな学校がありますかいうて、言いたい。

合併して、統廃合きちっとする。で、した後で、きちっと、こういうふうにします言われたら、そうですねって。三河の人から聞かれても、そうですね。こうなんですと言えるけど、今、初めて、僕ら聞きようけど、まさか、こんなばかな言うたら失礼かも分からんけども、ばかのことですわ。

クラブがどうの、野球がどうの言うてみたって、実際問題、はっきり言うて、三土中学校に野球部はもうない。何年か前から休部いうたって、はっきり言って、運動クラブは、卓球部かバレー部しかないいうような形の中で聞いておってやで、ほな、何人かが行くいうて、行くんか思ってみたら、普段はこっちで、バレーなら、バレーしようとかいう話の中で、ほな、その子は、野球部言えるんかいうたら言えないわけです。その子が、ほなクラブ活動どっち出るんや言うたら、バレーなら、バレーに出るわけでしょう。そやのに、こっちにあるよいうて、そんなばかな話しはあり得んじゃないですか。ほかの学校で、そんなことできんでしょう。将来的にひっつきます言うて、ほな、いつひつつくんですか言うたら、それは、何も決まってませんいうて。まだ、決まってないって、はっきり言うんや。いついつしますいうて、決まってますとか、こういう計画で、町民に進めますとか、そんな、ええ話はしてないんですから。そうしたいという思いはあるかも分からんけども。

だから、するんならするでええけども、1個、1個、きちっと決めて進まないで、こんなええ加減なやり方ばかり止めましようやいうことです。

三土中学校の、土万の問題もそうやけど、これは違うかも分からんで、土万の問題違うかも分からんけども、僕らが後で聞いて、はあ？いうようなことじゃなくて、1個、1個、きちっ、きちっと決めて、けじめをつけて、その上で進まないで、こんなに、はっきり言うて、統合するか、廃校するか、どうなるか分からへん。そういう中でも実態的にだけは進みよう。でも、内容は、よう分からへんいうような、もう、そういうええ加減な話はもう、止めたいなと思うし、聞きたくもないし、もっと、きちっとしてから、話を持ってきてもらいたいし、そういう説明を、きちっとした上で、こういう形で提案してもらいたい。予算提案。

何も無いのに、これははっきり言うて、うっかりポツとっておったら、そのままいっておったら、何も知らないで済んでもとったわけです。何の説明も受けてないんだから。

やっぱり、こういうことは、きちっと説明してもらって、こういうふうにしたいから、こういう予算挙げたいんやというね、あの何でもかんでも言えとは言わないですよ。ねっ。

さっきね、議会に何で諮らななんだんやって、ある議員が言いよったけど、これいい問題なら諮らんでもいいけど、こういうギクシャクするような問題だったら、きちっと諮っておってもらいたい。話だけ投げかけておいてもらいたい。そういうように思いますけど、どうですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 今、議員さん言われておるようにね、議会でも特別委員会でも、これ切り離して、一般の統合とは別の話で報告させていただいたんですけれども、経過は、この間、特別委員会でも宍粟市の教育長が話したと思うんですけれども、その中で、ずっと、その佐用町側としては、それまでの間に対応できることは対応させていただきたいということで、途中の補正もお願いしているということは、言ってたはずなんですけども、ただ、今、言ったように、何も決まってないところでやっているんじゃないし、町単独ではできないんですけれども、宍粟市の事務組合と一緒にあっていく中で、住民のほうには、平成 27 年 3 月で閉校させて、お願いしたいということは、ずっと言っています。

ただ、言われているように、了解は取れてません。28 年までしてくれとか、そういう方、おられます。その中で、それを待っていたらね、それはもう、その話ができるまでできないことになるんですけども、組合とか町の姿勢は、27 年の 3 月で終わらせてくださいということを言い切るという形で、これ住民の方に説明していくんですけれども、今までは、保護者の方や自治会長、話していく中で、それでいいですよということになってないわけですよ。

なぜかいうたら、残してくれとか、28 年までやってくれという方もおられます。その方を全員、絶対満場一致でということは言ってません。でも、これから、事務協議していく中で、今度、近に説明会するんですけども、住民説明会しながら、もうどうしても 27 年 3 月以降はできませんよという形で、お願いしようという姿勢でいってますのでね、その点は、ご理解いただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

10 番（山本幹雄君） まだ、了解していないから、まだ、きちっとしてないというんだったら、それは、それでいいんです。

しかし、了解を取れてないのに、こういう形をやれば、余計反発を招くということです。だから、こういうやり方するなら、一緒にええんだけれども、反対はあるかも分からんけど、町としてはやりますと。もう明確に、こう決定しますという状態の中でだったら、それはいいんですよ。

けど、了解取れてないから、はっきりはしませんけども、ぐじゅぐじゅっとはやります。

そんなことしたら、余計、反発を招く。何しよんやという形です。

だから、もうはっきり、今、言われたように、27 年にしますと。議会も 27 年もはっきりしますと。さっき、ちょっと平岡さんが聞いた時にしても、27 年ではっきりしますとい

う答弁を、きちっとしておきや、それはいいけども、その時だって、そういう答弁はなかったわけだ。27年には、はっきりしますという答弁はなかったわけです。

だから、27年にはっきりするということであるなら、それをもって、こういうことします。僕らが、町民から聞かれた時にも、27年をもって、町が責任をもって、こういう統合をするんだから、こういうふうにします。と答えられる。

今だったら、何で、するんや言われたら、町が合併、統廃合したい思うとうからかなぐらいしか答えられない。もう、きちっとね、明確にこう、答弁をした上で、はっきり、そういう計画性を出した上で、議会にも説明しましたということの中で、進めてもらいたいと思います。

町長、どない思う。これ。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、学校のですね、これまで宍粟市から、三土中学校の教育委員会、教育長も来て、説明をしたということですけども、その通学とか、区域、これは、教育委員会の決定です。これ、決定なんで、私たちが、これを覆すということはできなかったんですけども、区域外通学という形で、今年度ですね、既に、その土万の子供たちが、全然、三土中学に入学しなかったと。当然、来年も、そういう状態になると。これは、その土万小学校がですね、既にもう、26年に、この廃校になって、山崎の西小学か、何、

〔「西中」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） 西中か。いやいや、小学校です。

〔「菅野小学校」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） 菅野小学校と統合するということをね、もう既に、決定されたというこの前提があるわけですね。

ですから、私は、そうなればね、もっと早く、土万、これは三土中学校の、これは組合としてはですね、そういう小学校の状況を踏まえて、今度、中学校、じゃあ、どうするかというね、協議がなければなかった。しなければいけない。そういう協議をしていただかなければならなかったわけですよ。

しかし、まあ、その区域外というね、通学というような形で、今の段階、その間ですね、まあ、対応されたというところにね、私は、一つ、大きな、ある意味では混乱があったというふうに見ています。

しかし、事実として、こうなった以上はですね、もう、今まで土万、また、三河、この両方で子供たちの人数も合わせても40人というようなね、少ない中で、土万小学校の子供たちが、皆、菅野から、また西中学校のほうに行くということになればね、こういう状態で、今の三土中学校をですね、の中で、子供たちが、十分な教育なり部活もできないというのは、これまでも、そういう状態があったわけですが、以上、そういう状態になっていくと。

ですから、これは、もう、その土万、三土中学校については、教育委員会が27年と、今の予定では、27年の3月で完全に閉校するという方針でね、いきたいということですか

ら、これは、そういうことはやむを得ないと、私は、判断をしております。

ただ、それに向けてね、現在の子供たち、親の皆さんについては、その間ですね、できるだけ、こういう交流事業をして、スムーズに、そういう一緒になるような状況を、子供たちが溶け込めるようにね、してほしいと。そして、その間も、部活活動もできるようにしてほしいという要望があったということでしたので、それで、今回の、こういう、その交流事業にかかる経費、これを教育委員会側から要求があり、私は、そういう話を聞いて、これは、その方向の中で、町としては、認めたという経過です。

ですから当然、これは佐用町側だけで決めるだけの問題ではない。土万、宍粟市のもので、側が、そういう決定をされて進めている以上ね、それを踏まえた中で、当然、宍粟市と最終的に組合の解散について、いろいろと、後の財産の問題とか、細かい手続き的な、いろいろな問題もあります。これも、話し合わなきゃいけないんですけども、学校としての運営については、もう、そういう子供たちが、もう既にでき上がっているという既成事実としてですね、それを踏まえてやってやらないと、子供たちに、非常に大きな不安が出て迷惑がかけると。子供たちがかわいそうだという思いで、私は、こういう今の状況でね、山本議員が言われるように、ある意味では曖昧な、まだまだ、最終的な決定ができてないのに、予算だけが先出ているじゃないかと。こういう指摘は、そのとおりだと思うんですけども、現状の中では、これは、その準備をして、備えておくためには、今の状況であれば、子供たちのためには、この予算を踏まえて、そういう交流事業をやっていくということは、これは、認めていただきたい。必要であろうというふうに判断をして、今回、予算を挙げさせていただきました。よろしくお願いします。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員、もう1回。

10 番（山本幹雄君） ああ、僕、反対しようわけでもないんです。

で、先ほどから言うておるように、この統廃合の問題が、27 年がええか、悪いか、廃校したらあかんとか言うとするわけでもない。最初、言うたはずです。

だけど、するならするって、はっきり言うて、けじめをつけて、それから、こういうふうにしましょう言うておるわけ。

だから、そのけじめが、ひとつもないやないかということ言うておるんです。

で、はっきり言うて、三土中学校の教育委員会が来た時にでも、じゃあ、はっきり言うて、土万の宍粟市が聞いた時に、三土中学校の予算的な分、どうするんやいうた時についても、それは、行政のほうで考えてもろて、私は、知りません言うたけど、そんな無責任な話しあるかとは言うたんですけども、ありました。

しかしまあ、実際問題、そういったことも踏まえて協議しながら、はっきり言うて、三土中学校、土万の子らが引いてしまったんだから、今、残っておるんだから、現実的に、三河だけで、三土中学校を運営するというのは、非常に難しく好ましくないから、こっちはと。それは、それでええと思う。

ただ、きちっと、もう決まっておるんだ言うんなら、決まっておるとして、そこらへんを町民に、きちっとしますと、そこらへんを言うて、断定なら、断定してもらって、議会でもしますからというふうにしないと、何かもう、ほんまにどうなんか、よう分からへんような、確かに、反対しておるから、反対しておるから、先延ばししとんやと言うかも分からんけども、それだったら、いつまで先延ばしするんなど。わけ分からんがなという話になってまうんで、僕は、きちっとけじめをつけた上で、こうしたいと。27 年に廃校して、

上津中学校と統合するんやと。その上において、そのための前、準備段階として、これがあるんですという形で、きちっと説明受けておったら、ああ、そうなんだというだけの話。

だけど、そんなことがなくて、いきなり、ここへだけ出てきておるような感じがするから、三土中学校、宍粟の子が引いたというのは、これ分かってますよ。現実として。

けど、それはそれとして、野球部の子が、そういうことで、団体に協議、吹奏楽が、そういう形でバスを借り上げて、こっちへ来てしようなんていうのは聞いてなかった。

だから、そこらへんは、何にしても、きちっとけじめだけ、つけてもらいたいなというふうに思います。

議長（西岡 正君） 答弁ありますか。

10 番（山本幹雄君） まあ、多分、同じようなんで、答弁は、いいですけども、まあ、お願いだけねしないと、してもらいたいと思います。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） まあ、だいたい、るる山本議員が質問をされたんですけれども、やっぱり問題としてはね、賛成、反対とか、そんな問題じゃなくて、住民合意、親の合意も含めてですが、どこまできっちりとされているのかということがね、やっぱり大事な点だというふうに思うんです。

で、それで、先ほどから、親の要望で、もう閉校するんだったら、クラブ活動から何から全部ね、そのような体制を取って欲しいという声を受けてやっておるんだというのが、教育委員会の主張なんだけども、やっぱり、この問題はね、その親の問題と、それから住民との合意の問題、これは欠かすことができないわけですね。この角度から見てどうかということ。

それから、手続き上から見てどうなのかと。この2点の観点からね、ちょっと伺っておきたいというふうに思うんです。

まず、平成 27 年の3月の閉校の問題については、これは、組合教育委員会の決定事項なのかどうなのかということですね。もう、これ決定した事項なのかどうか。今、投げかけているということで、決定してないんじゃないかというふうに聞いておるんだけど、決定してないんだったら、手続き上、問題になりますよ。

それから、土万小学校の来年3月の閉校にしてもね、確かに、これから報告もあったし、そういった方向で進んでいるということで、佐用で言えば、協議会、懇談会の場でね、土万の、あそこ何か、地区委員会か何か、そんな名前言うみたいやけど、委員会で閉校を決めたといわれている。

ところが、土万の住民からは、住民からはね、勝手なこと、不便だという声も、かなり出たというのが、いろいろ伺っておるわけだけれども、そういうことからしたら、実際問題、来年3月に、本当に閉校になるかどうかという点もね、今、まだ、不透明な部分があるんじゃないかというような感じがするんですね。

そういった状況や手続きからしてね、今もう、閉校を前提として、統廃合をするのが前提と、まあ、それだけじゃないという気持ちは、教育委員会あるんだろうけども、住民が聞いたら、もう、そう思わざるを得ないようなね、ことは、ちょっと早いんじゃないかと。

当然のことながら、土万の閉校も決まり、それから、組合教育委員会の 27 年閉校も決

定し、そういう中でね、決定した中で、やはり、だったら後どうするかということで、例えば、それは、三河中学校の問題、これから何か出るかもしれないけども、そういったこと踏まえてね、住民合意を図る中で、そういった準備期間で考えていくんだというようなことだったら、一応、筋は通っておるけども、今の時点でやるということ自体は、やっぱりおかしいんじゃないかということのように思うんで、その組合教育委員会の決定や、土万小学校の閉校は、話ではなっておるけども、ほんまにあるんだろうか。そういった全体の状況を見ていったらね、土万が閉校して、それから、こういったことを進めていくというのが順番じゃないか。

これは、やっぱり住民合意をね、図る上で、大事な点だということのように思うんだけど、その点、いかがでしょう。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 教育委員会の決定事項って、それは、確かにね、今、こういう形で、組合の事務局としては、地域、宍粟市と三河地域にですよね、そういう 27 年の 3 月をもって閉校したいという方向でいくぞということは、協議が済んでいます。ただ、決定しましたということにはなってません。

〔鍋島君「ないだろ」と呼ぶ〕

教育課長（坂本博美君） だから、そういう協議で、地元の説明入ってくださいと、そういう努力をする中で、4 回ほどは、小学校と中学校の保護者集めて、説明会しました。12 月からね。

それずっとやっていって、ほな自治会、地元が残っておるんじゃないかということで、自治会長もしました。

で、今回からは、住民説明会という形でね、全部集めて、なぜ、27 年 3 月、それを目標にしているということの説明をして、理解を得ようということに入ろうということも事務調整で協議しました。

これからは、ずっと、その説明会を繰り返していくと思うんですけどもね、できるだけ早い段階で、そういう 27 年 3 月ということを理解していただきたいというために、それぞれの、今、団体で、保護者や自治会長、それぞれに当たってますけども、最終的には全員で、住民説明会というのを持って、合意を取り付けようということを考えてますけども、今の段階としてはですね、それで、押し切るということじゃなくて、それを理解してもらうまで、説明をするということの状況しかないと思うんです。

で、一つの大きな要因は、土万小学校と菅野が、これまでの 3 月ぐらいまでは、まだ、不透明だったところが決定したということなんで、28 年以降は、まさに三河地域だけの児童が残る可能性が、はっきりしてきたんで、やっぱり 27 年 3 月、両市町の児童・生徒がいる中で、閉じたいということを明確にしていきながら、説明していききたいということに思っています。

議長（西岡 正君） まだ、ありますか。

16 番（鍋島裕文君） この関連、ほかのことでいい。

議長（西岡 正君） いや、いや、まだ、一般会計の中であります。

16 番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） ほな、休憩したいんですけども、しばらく休憩します。

先ほどの話なんですけどね、その三土中学校の、私、議長してますので、今までの話の中から、大変その、管理者が宍粟市であるということ。そして、教育委員会が宍粟市であるということの中で、非常にその、佐用の町長もですね、佐用の教育委員会も、非常に向こうの態度がはっきりしないということで、答弁がしにくいんじゃないかと、私、思っているんです。

で、最終的に、今の状況からしてね、今年は、1年生の子が全部、西中へ行きましたよ。来年も行きますよ。再来年も行きますよというてね、27年度が済んで、三土中学校に土万の子が一人もいないという中の中でね、向こうも置けるはずがないんですよ。

ですから、はっきりと、そういう状況の中で、宍粟市の教育委員会としての決定をね、廃止しますよと。閉校しますよと言うて、出していただかないと、今、言われるような、山本議員の言われるように、何も決まってないのに、予算決めているような話が出て来るんですよ。

ですから、私のほうからね、今、教育長にも、教育委員会のほうもね、そこは、はっきり教育委委員会の中で、宍粟市の教育委員会に、はっきりね、どうするんやと。もう、おらなくなったら廃止しますよということになると思いますから。私は。

ですから、それを、はっきりする必要があるんじゃないかと思います。

私は、教育長、そう考えますよ。

非常に言いにくいところがあるかも分かんけども、最終的に向こうが管理者だって、向こうが教育委員会、向こうが持っているんですからね。で、そんなような状況の中で、住民の要望を聞こうとしたら、今、坂本さん、坂本課長が言っているような状況に、変な、山本議員が言っているような変な状況しか、仕方ないことになってしまうんです。

ですから、もう子供がいなくなったら、向こうが管理者として、教育委員会をして、閉校しますと、はっきり言わしたらいいわけですよ。どないして置けますか。そんな話の中で。

まあ、最終的にね、三土中学校、三河中学校って、別に置くんですよという話がまあ、僕は、不可能だと思いますけども、それになるのであれば、その方向という形の中で、せないかんけども、子供が一人もおらんようになってしまうんですから、当然、廃校、閉校になって当たり前だと、私、思いますよ。

その後で、佐用がどうするのかということですよ。佐用の問題として。

今は、向こうが持ってますから、非常に、佐用の教育長もですね、教育委員会も町長も話がしにくい点が、あると思うんです。私は、そう思います。はい。

はい、休憩します。再開を、10分ですか。10分にしますね。11時10分とします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続行します。

建設課長のほうから、発言の申し出をいただいておりますので、許可しております。建設課長、どうぞ。

建設課長（鎌内正至君） 井上議員さんのご質問でございますが、道路の修繕につきましては、26年度で、この交付金事業が終了でございます。

それと、橋梁につきましては、長寿命化計画ということで、5年に一度、総点検をしながら、また、悪い橋梁については、詳細設計などを行いまして、順次、橋の修繕等を行っていくということでございます。

議長（西岡 正君） はい、井上さん、井上議員、そういうことらしいです。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） ほな、今、はい、ほな、どうぞ。

7 番（井上洋文君） その長寿命化計画、今、いろいろ計画立ててやろうということなんですけども、この交付金事業、防災安全交付金事業がある時にやらなくても、別に構わないんですね。その時にやってもたほうが、せっかく国が、計画立てて出せば、金を、やろうという時にですね、そういう計画立ててやらないあかんというような、国のあれになっているわけですか。ちょっと、素人なんで、よく分からないんですけども。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 長寿命化計画の事業は、ずっと以前からございまして、今回のアベノミクスが出た事業に、今、これに乗っかっているという状況でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） ということは、従来の社会資本整備総合交付金ということで、前、以前いただいておった分が、また、継続していただけるということなんですか。計画して。

建設課長（鎌内正至君） そうでございます。

7 番（井上洋文君） そういう、やり方しか、ないということなんですね。

議長（西岡 正君） はい、よろしいね。
ほかに、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） まず、7 ページでの関係、4 ページもそうなんですけど、先ほど、

岡本議員のほうから質問のあった、シカ捕獲の関係ですね、これ、7ページと4ページの県補助金の関係、シカの関係ね。

質問の内容は、一つはね、課長説明されたけども、24年度の国家の補正予算で、鳥獣害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金というような内容になったということが、説明がありました。

だったら、一つはね、だったら、なぜ、当初予算で、それができなかったのかという、今回、補正してますけども、当初予算で対応できたんじゃないかというのが1点。

それから2点目に、7ページの関係で、補助金が変わったという、金額的にも変わったというの分かるんだけども、具体的に、何が変わるのか。

ちょっと前ね、町長が言われる全員協議会で、日当を廃止して、1頭1万円云々というような、そういう説明されておるんだけども、(聴取不能)の関係では、この現行と補助の内容がね、変わるのかどうか。その2点について伺います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） なぜ、当初にできなかったというお話でございますが、国のほうの補正の関係で、県が示してきたのが、3月になってからでございますので、当初予算、ご存知のように、12月までに組んでしまいますので、非常に申し訳ないんですけども、そこでの組み替えが、もう間に合わなかったということです。

当然、議会説明させていただく時点では、まだ、そういった情報が流れてきていなかったということで、申し訳ありません。

それから、具体的な話しでございますが、1頭当たり、今まで1万円と、それから、銃器でいった場合が1万円。それから、わなでいく場合が5,000円という形で、有害鳥獣につきましては、対応していくということで、取り組んでおりましたが、今回の改正、改正といいますか、改正もするんですけども、要綱の、これにつきましては、銃器につきましては、1万円を1万6,000円に。それから、わなにつきましては、5,000円を8,000円にということでの増額という形での取り組みをさせていただく。

今までの、そのいわゆる、専任隊ですね、こちらのほうには、日当という形で出ておった部分がございますんですが、これを、もう、廃止するという形、今回は、廃止するという形でございますので、あわせて増額になったと。

それから、予算が膨れておりますのは、もう1点は、こういった予算を国等が示した場合ですね、いくらかの目標数値を挙げてくださいますというのがございましたものですから、3割の増頭見込みをやっておるということです。

結果的に、決算の段階では、数字が変わってくるかと思います。実績に基づきますので、そういったことで、ちょっと予算が膨れたような形になっておりますが、基本的には、組み替え、総額では、組み替えだと思っていただければいいんじゃないかと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、後ちょっとね、まとめてお聞きしたいのは、まず、4 ページ、一般寄附金について、内容。それから、雑入のコミュニティ事業助成金、どこから。それから、続いて 7 ページの塵芥処理の関係で、工事請負金、当初 500 万円が 300 万円補正増。この内容。
それから、8 ページのネットワーク通信の

議長（西岡 正君） はい、すいません。1 回、3 問までという決まりがありますので。

16 番（鍋島裕文君） あっ、3 問。はい、分かりました。
じゃあ、以上、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、それじゃあ、答弁願います。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 一般寄附金につきましては、国際ソロプチミスト姫路西というところですけども、その支部から 25 年の 4 月 1 日に、一般寄附金として受領したもの、10 万円でございます。
当初、1,000 円置いておりましたので、9 万 9,000 円の補正をさせていただいております。
以上でございます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 雑入のコミュニティ事業の助成金でございますけれども、これは三方里山公園の備品にかかる助成を自治総合センターの助成という形でいただいております。以上でございます。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 塵芥処理費の工事請負費の内容でございますが、この 3 月まで佐用クリーンセンターで焼却をしておりました、焼却炉の温度管理に使っておりました水、場内で発生した生活雑排水、管理等からの給湯室の水だとか、トイレの水、それからパッカー車等の洗車水、いろんな水が出ておったと思うんですけど、それを、そのまま場外に出すということは、ちょっと不適切な処理になりますので、一旦、合併浄化槽を設置して、適切な処理をした上で、場外へ排出するという形で、今回、300 万円の合併浄化槽を設置するための費用という形で、300 万円挙げさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、もう 1 回ありますので、はい、どうぞ。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、もう 1 回、じゃあ、最後の 8 ページのネットワーク設備更新負担金、負担金に来ておるんですけれども、何の設備を更新するんですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） これはですね、県との間で、衛星を使った、兵庫衛星通信ネットワークというものが整備されております。

もう既に整備されておるんですけれども、これは、平成 5 年の設置から 20 年が経過しまして、設備の老朽化が進んだということで、県と町とで合わせて一緒に更新するものでございます。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。ないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 一般会計補正予算について、反対の立場で討論を行います。

問題は、三土中学校閉校を前提とした補正予算であることです。

その三土中学校の問題については、当然、住民合意のもとに、進められなければなりません。現状として、その合意が十分でないのは、明らかです。

もちろん、土万小学校が閉校になれば、平成 27 年 4 月からは、土万の生徒がゼロになるのは、自明のことですが、現状は、組合教育委員会でも、その閉校は決定されていなく、来年 3 月土万小学校閉校も住民から異論が出ていると伺っております。

本補正予算は、当然、組合教育委員会が決定し、土万小学校が閉校後予算化すべきものです。

以上、指摘して三土中学校の補正予算の内容に異議を申し上げまして、討論いたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 平成 25 年度佐用町一般会計補正予算第 1 号、賛成の立場で討論いたします。

今回、提出されています 25 年度の補正予算第 1 号、これにつきましては、先ほど、説明なり質疑が繰り返されたように、年度当初にもかかわらず、緊急性の高い非常に重要な補正分が含まれております。特に、上月に整備、設置されようとしています地域介護施設の助成の関係、そして、また、先ほども質疑ありましたが、有害駆除の、より成果を上げるための制度改正、内容改正に伴うものです。

まあ、これについては、先ほど、説明があった内容で、若干、今後また、その駆除、成果を、どのようにして、金額として反映させるか。

従来からあったように、おり・わなの部分の単価と、それから銃器を使つての単価の違い、これについては、若干、まだ、2 倍の差が、倍の差がありますので、このあたり、また今後、進めながら、検討課題かなというふうには思いますが、それを含めても、緊急性が非常に高いものです。

そしてまた、一部、今回、質疑が長引いた内容もありましたが、三土中学校に関連する教育費の関係ですけども、これについても、これまでの経過説明の中で、度々、議論が重ねられておりますが、とりわけ担当課なり町長の提案説明の中にもあったように、現状の中で、三河の中学生が置かれている立場、これを少しでも守り、より教育的な効果を上げるために、部活動を中心にした交流事業、支援策が含まれているものと理解をしております。

ただまあ、今後、三土中学校、あるいは土万小学校の経過等については、より実態との連携を図りながら、その都度、佐用町民、地域住民に対しての説明は必要かと思っておりますけども、今回の補正内容については、子供たち、現場の声を中心にして、教育的な観点から必要なものだというふうに理解をしておりますので、その立場で賛成の討論とします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。ないようですので、討論を終結します。

これより本案を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 60 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 60 号、平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 61 号 佐用町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 2 に入ります。日程第 2 は、本日追加提出の案件でございますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、日程第 2、議案第 61 号、佐用町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 61 号、佐用町職員の給与の臨時特例に関する条例について、ご説明を申し上げます。

本臨時特例条例につきましては、国家公務員の臨時特例法に準じて所要の規定を行うものでございます。

国家公務員におきましては、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律の施行により、平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月までの 2 年間、平均 7.8 パーセントの給与減額措置が講じられているところでございますが、地方公務員についてもこれを踏まえて同様の措置を講ずることを要請することが、本年 1 月 24 日の閣議決定により決まりました。

国においては、本年 7 月から国家公務員と同様の措置を実施することを前提に地方公務員給与費に係る地方交付税を削減、これに見合った額を新たに防災・減災事業のほか、地域の活性化等の緊急課題への対応として、地域の元気づくり事業費に充てることとしております。

今回上程しております臨時特例条例は、国からの要請により本町の職員等の給与の臨時特例を規定するものであり、その内容につきましては、次に申し上げるとおりでございます。

まず、一般職の職員につきましては、給料において一般行政職、技能労務職とも給料表の級及び号給に応じ、3 パーセント又は 6 パーセントの減額、期末勤勉手当において一律 7.8 パーセントの減額、管理職手当において一律 10 パーセントの減額といたしております。

このうち、給料につきましては国からの指導もあり平成 24 年度ベースでラスパイレス指数を 100 に近づけるように試算した結果、先ほど申し上げました 3 パーセント、6 パーセントという減額率を設定をいたしております。

一方、町長、副町長、教育長の常勤特別職におきましては、特に国からの要請ということはありませんが、一般職の臨時特例措置の趣旨をくみ、給料月額、期末手当とも 7.8 パーセントを減額することとさせていただいております。

なお、今回の臨時特例期間につきましては、一般職、特別職とも平成 25 年 7 月から実施をし、平成 26 年 3 月までの 9 カ月間といたしております。

以上で、提案に対する説明とさせていただきます。ご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 61 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

質疑はございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 当該委員会じゃないので、この場で若干、質問させていただきます。

平成 24 年から 7.8 の国家公務員給与引き下げたということで、本町のラスパイレス指数も、それまで 98 だったのが、24 年度から国家公務員が下がったということで、106 に上がったというようなことになっています。

そういう中で、これを 100 にするということですが、これには、いろんな問題があ

るんじゃないかというふうに思いますので、3、4点質問いたします。

まず、等級や号給によって引下げ率ですね、配慮されているという点は、下げるんだっ
たら、これは当然の理にかなった方法だと思うですけども、まず、伺いたいのは、全体
としてね、これ、特別職も7.8下げるということなんで、全体としては、一般職の場合は、
平均、何パーセントになるのか。引き下げ。

それから、特別職を含めた、この9カ月間ですね、9カ月間の減額の総額、これは、い
くらとみておられるのか。それが1点目。

それから2点目でありますけども、当然、この閣議決定以降ですね、地方交付税に、削
減を見て、交付税を減額するというような措置には、地方諸団体が、大きく反発したと。
そんなこと、当然ですね。反発するの。地方分権も、自治法ないということで、こういう
やり方に異論を唱えたという経過があります。

ですから、この兵庫県においてもね、かなりのところが、この削減はしないというよう
な、例えば、小野市なんかも、早々と発表しているみたいですけど。県下の状況ですね。
これを、どのように判断されているのか。削減するところ、しないところですね、それが
2点目。

3点目でありますけれども、本町の場合は、あの09年災害以後ね、町職員は、残業代
返上でね、あの職務に当たったという、そういった状況があります。その後、人勸の関係
で、連続して賃金カットというのが続いているわけですね。そういったことからすれば、
まあまあ、財政的には90億円の基金を抱えておるわけですから、そういった財政的問題
からしてもね、ほかの市町がしないのであれば、本町では、何が何でもやるというような
ことは、いかがなものかというように思うわけですけども、この3点については、どの
ように考えられるのか、よろしくお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。ああ、失礼、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 率につきましては、先ほども話、説明がありましたように、一般行
政職で、1、2級については、3パーセントを減額すると。

〔鍋島君「それ、全体の平均、平均」と呼ぶ〕

総務課長（鎌井千秋君） それ、全体の

〔副町長「3と6を平均したら、何パーぐらいになるか」と呼ぶ〕

総務課長（鎌井千秋君） 3と6、それは、

〔町長「分からんけども、総額（聴取不能）」と呼ぶ〕

総務課長（鎌井千秋君） これは、ちょっと、分かりませんわ。
金額的なものを説明させていただきます。

16番（鍋島裕文君） はい。

総務課長（鎌井千秋君） 削減額で、職員で細かい数字は別に言いません。7,050 万。それから、特別職で 170 万。計 7,220 万。これに当然、共済負担金、互助会負担金が減額されます。これが 1,477 万 7,000 円で、この合計をしますと、8,697 万 7,000 円という、これは、ちょっと細かい数字、切り上げ等もしておりますので、ざっと、こういう金額になります。

それから、特別職、これ言いましたんで、それから県下の状況ですけれども、これについては、各町の事情が、いろいろとありますので、公開されているものとしましては、総務省が、6 月の 13 日付で出しております。これによりますと、県なり指定都市分は、6 月 7 日、それから、市町村分は、6 月 5 日でこう、回答を締め切った状況でございまして、この内容については、減額の取り組み方針を決めたとか、それから職員団体と協議中とかいうこととございまして、細かな、最終的に、どうこう決定したという内容のものではございませんので、各町、それぞれ事情がある中でやっておりますので、細かい数字は、つかめておりません。

議長（西岡 正君） もう 1 点。連続してという、鍋島議員よろしいか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） ああ、町長。はい。

〔鍋島君「町長が、言いよるで」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 当然、各町の考え方で、そういうふうにな、削減しないという市もあります。

ただ、やはり、いくら反発、それに対して、異議を申し立てたとしても、既に、交付税がですね、給与分について、削減をされた中で、交付をされているという、この事実ですね。これに対して、やっぱり町民の皆さんに対して、やはり給与について削減されているものが、削減せずに給与を払ってくということは、その分はですね、やっぱり住民サービスに向けるべき、そのお金が、給与になっているという形になりますので、これは、ある程度準じた形で、私は、削減は、やむを得ないといことでの組合の職員にも、皆さんに理解を求めたところです。

で、財政的にね、今、鍋島議員のお話のような、町の実態の中で、しなくてもいいんじゃないかということですけども、やはり、佐用町といたしましては、確かに、人勧に基づくものについては、一律のものについては、当然、削減措置も当然、これはもう当たり前、ルールですから、してきました。

しかし、佐用町において特別に、佐用町だけの特別な、こういう給与に対して減額措置というようなことは、やっております。

県下の 12 町の中でもですね、かなり、その財政的に非常に厳しい町におきましては、市においてもですけども、独自の給与の削減措置もとられております。

ですから、ラスパイレスにしましてもですね、これだけ、例えば、削減したとしても、まだ、100 に届かないというところもあるわけです。

ですから、これまでの、やっぱり、当然そこは、市町の財政状況によって、それぞれ取り組んできた中で、今回の措置を、どう、また見るかということで、その減額措置もですね、かなり違います。

県においてもですね、県も、独自に削減をしてきたということで、今回の削減も、これ

までの削減に合わせた、合わせて 7.8 に近づく、するように削減をするというような措置が取られております。

佐用町におきましては、7.8 には当然、届きませんけども、そのラスパイレスを 100 に最大限近づけるようにした計算上、こういう 6 パーセント、3 パーセントという、給与の削減という形にいたしました。

それから、期末勤勉につきましては、9.7 ということから、若干、佐用町におけるね、今までの財政状況なり管理職手当、そういうもの。それから地域手当も佐用町はありません。そういうことを勘案して、2 パーセントを減額して 7.8 という形にさせていただいて、職員の組合とも協議をして、理解を得たところです。

それと、もう一つは、佐用町におきましては、私とこも、これだけ大きな、この災害を受けた中ですね、この今回の公務員給与の削減の財源については、東日本大震災、こうした大きな災害の復興資金に充てるということの目的も持って削減をされたものです。そういう中で、佐用町においても、これだけ今、災害の中で、多くのお金を使ってですね、復興事業をしていただいております。また、大きな、また、支援もいただいたという中で、これは、佐用町職員としてもですね、このことは、やはり、しっかりと受け止めてね、理解をしなきゃいけないだろうということでの、今回、提案でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、ほかに。ないようですから、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 61 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 61 号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 3. 委員会付託について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 3 に移ります。日程第 3 は、委員会付託についてであります。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午前 11 時 36 分 休憩

午前 11 時 38 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を続行します。

ここでお諮りします。お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日 6 月 18 日火曜日、午前 10 時より再開します。

それでは、本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

午前 11 時 39 分 散会
